令和	年	月	日

					令和		年	月	日
道路法第24	条に	基づく	工事	承	認申	請	書		
糟屋郡須恵町長 平松 秀一	殿								
		申請人	住所						
			氏名						<u> </u>
				<b></b> 話					<u>)</u>
		施工業者							
			氏名						(II)
			担当者		(電	趏			)
次のとおり工事を施工したいの	で、必要	書類を添えて	て申請しる	<b>きす。</b>					
(場 所) 須恵町大字									
(工事目的)		(路線/	名)						
		1							
(設置物件、名称数量)	道路	(種別	長さ	幅	面積)				
	/台 1口								

(設置物件、名称数量)	道路	(種別	長さ	幅	面積)	
	復旧					
	面積					
	工事	自 令和	年	月	日から	
	期間	至 令和	年	月	日まで	

添付書類

○位置図、○平面図、○断面図、○求積図、○構造物構造図、○その他(現場写真)

工事承認	ŧ					令	須	都第		号
							令和	年	月	日
上記申請については下記のとおりを	承認す	<sup>-</sup> る。								
設置物件、名称数量	承	認								
	工	事							工事	
	エ	事	自	令和	年	J	1	日		
	期	間	至	令和	年	J	1	日		

※ 承認条件を厳守すること。

糟屋郡須恵町長 平松 秀一

## (承認条件)

- 1. 工事は申請の設計図書、仕様書及び本町の指示を厳守のうえ施工すること。
- 2. 申請人及び施工者は、工事に際して地下埋設物の有無を確認のうえ、破損なきよう施工する こと。また、工事により本町又は、第三者に損害を与えた場合は、自費をもって直ちに原状 に回復し、又はその損害を賠償すること。
- 3. 工事については、承認を受けた範囲を超えて施工しないこと。また、承認後において設計内容の変更が必要となった場合、又は工事のため道路及び道路の付属物、地下埋設物等に損傷を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるときは直ちに本町又は埋設物の管理者に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講ずること。
- 4. 工事により撤去した道路の付属物等(現場発生品)は、本町の都市整備課に返納すること。 但し本町が返納不要と指示した場合は、施工者で処理すること。
- 5. 道路の掘削により生じる土砂、アスファルト、コンクリート等、廃棄物の処理については、 不法投棄等、違法に処理することなく廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を厳守し適 正に措置すること。
- 6. 工事着手、完了の際は本町に届け出、その指示検査を受けること、もし不適格な部分がある ときは、指示どおりに自費をもって施工すること。
- 7. 承認を受けた者は、承認事項及び承認条件については無論、道路法等関係法令に従うと共に、 工事中の保安維持に充分に気をつけること。
- 8. 当該工事により設置された物件は、完成検査後、無償にて本町の所有に属するものとする。 尚、当該工事箇所は、公の道路であるため、個人の道路占用ではない。道路上に付属物の設 置、及び占用物を設置しないこと。
- 9. 本申請に係る公共用地において、公共事業によって形状の変更が生じた場合、これに伴い、申請者の土地利用に対して、必要となる措置は申請人において行うこと。
- 10. 当該箇所については、官民境界を工事着手前に協議して明確にすること。

所轄警察署の道路使用許可を受けその条件を厳守すること。

上記に違反した場合は、道路法 71 条の規程に基づき承認の取り消し、原状回復等の 監督処分を受けることがあるので申し添えます。